

令和7年度 委託費の弾力的運用に係る事前提出資料

市町村

施設名

目次

1 委託費の弾力的運用	
ア 弾力的運用の要件を満たしているかの確認	… 2
イ 弾力的運用の要件(上記の第一段階)を満たしていない場合	… 4
ウ 弾力的運用	… 4
エ 積立金	… 8
オ 収支計算分析表の提出	… 10
2 前期末支払資金残高の取扱い	
ア 適切な前期末支払資金残高	… 11
イ 前期末支払資金残高の取り崩し	… 11
ウ 前期末支払資金残高の充当	… 12
3 委託費の管理・運用	… 13
4 委託費の経理に係る指導監督	… 13

根拠規定

略称	正式名称	発出年月日
254通知	子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について	平成27年9月3日
255通知	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて	平成27年9月3日
256通知	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について	平成27年9月3日

添付書類 ※下記書類について、本資料に添付してご提出ください。

令和6年度 資金収支計算書	…弾力的運用の全般を確認するため。
令和6年度 資金収支明細書	…保育園サービス区分の収支状況を確認するため。
令和6年度 積立金・積立資産明細書	…積立資産の取崩しが適切であるか確認するため。
令和6年度 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	…他施設等への繰入れが適切であるか確認するため。
令和6年度 貸借対照表	…他施設等への貸付が適切であるか確認するため。
令和6年度 収支計算分析表(該当する場合のみ)	…254通知上、要件に該当する場合は提出が必要であるため。

本資料につきまして、上記書類を添付の上、「県指導監査・援護課施設監査担当(児童)」宛てに2部ご提出ください。

※資料作成にあたっては、令和6年度の計算書類をもとに作成をお願いします。

1 委託費の弾力的運用（254号通知の1関係）	点検結果	根拠																																		
	適 否 非該当																																			
ア 弾力的運用の要件を満たしているかの確認 私立保育所の運営費は、委託費として使途制限が設けられているため、原則として人件費・管理費・事業費それぞれに支出されなければならないが、次の要件を満たすことで、弾力的な運用が可能となる。 第一段階 <table border="1" data-bbox="304 568 1664 908"> <thead> <tr> <th>254号通知1(2)に掲げる以下の①～⑦をすべて満たしているか。</th> <th>チェック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 児童福祉法第45条第1項の基準が遵守されているか。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>② 委託費に係る交付基準等に示す職員配置等の事項が遵守されているか。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>③ 給与規程が整備され、適正な給与水準が維持されるなど人件費が適正に運用されているか。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>④ 給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を活かした調理がなされているか。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>⑤ 保育所保育指針を踏まえた保育がなされ、児童の処遇が適切であるか。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>⑥ 役員、施設長、職員が研修会に参加するなど資質向上に努めているか。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>⑦ その他問題となる事由がないか。</td> <td>☐</td> </tr> </tbody> </table> 〈第一段階をクリアすると・・・〉 ①人件費・管理費・事業費の各費目間での流用が可能となる。 ②人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産の積立が可能となる。 ★後述のウ「第一段階」を記入すること。 第二段階 <table border="1" data-bbox="304 1000 1664 1383"> <thead> <tr> <th>254号通知1(4)に基づく別表1の事業(以下の①～⑧)のいずれかを実施しているか。</th> <th>チェック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 延長保育事業及びこれと同様の事業と認められるもの</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>② 一時預かり事業</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>③ 乳児を3人以上受け入れるなど低年齢児童の積極的な受け入れ</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>④ 地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業と認められるもの</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>⑤ 集団保育が可能で日々通所でき、かつ特別児童扶養手当の支給対象障害児の受け入れ</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>⑥ 家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>⑦ 休日保育加算の対象施設</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>⑧ 病児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの</td> <td>☐</td> </tr> </tbody> </table> 〈第二段階をクリアすると・・・〉 ①委託費について、別表2に掲げる経費に充てることができる。ただし、処遇改善等加算の基礎分として加算された額に相当する額の範囲内に限る。 〔別表2〕保育所等の建物等の整備・修繕や土地建物の賃借料、これに係る借入金の償還又は積立など。 ★後述のウ「第二段階」を記入すること。			254号通知1(2)に掲げる以下の①～⑦をすべて満たしているか。	チェック	① 児童福祉法第45条第1項の基準が遵守されているか。	☐	② 委託費に係る交付基準等に示す職員配置等の事項が遵守されているか。	☐	③ 給与規程が整備され、適正な給与水準が維持されるなど人件費が適正に運用されているか。	☐	④ 給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を活かした調理がなされているか。	☐	⑤ 保育所保育指針を踏まえた保育がなされ、児童の処遇が適切であるか。	☐	⑥ 役員、施設長、職員が研修会に参加するなど資質向上に努めているか。	☐	⑦ その他問題となる事由がないか。	☐	254号通知1(4)に基づく別表1の事業(以下の①～⑧)のいずれかを実施しているか。	チェック	① 延長保育事業及びこれと同様の事業と認められるもの	☐	② 一時預かり事業	☐	③ 乳児を3人以上受け入れるなど低年齢児童の積極的な受け入れ	☐	④ 地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業と認められるもの	☐	⑤ 集団保育が可能で日々通所でき、かつ特別児童扶養手当の支給対象障害児の受け入れ	☐	⑥ 家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの	☐	⑦ 休日保育加算の対象施設	☐	⑧ 病児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの	☐
254号通知1(2)に掲げる以下の①～⑦をすべて満たしているか。	チェック																																			
① 児童福祉法第45条第1項の基準が遵守されているか。	☐																																			
② 委託費に係る交付基準等に示す職員配置等の事項が遵守されているか。	☐																																			
③ 給与規程が整備され、適正な給与水準が維持されるなど人件費が適正に運用されているか。	☐																																			
④ 給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を活かした調理がなされているか。	☐																																			
⑤ 保育所保育指針を踏まえた保育がなされ、児童の処遇が適切であるか。	☐																																			
⑥ 役員、施設長、職員が研修会に参加するなど資質向上に努めているか。	☐																																			
⑦ その他問題となる事由がないか。	☐																																			
254号通知1(4)に基づく別表1の事業(以下の①～⑧)のいずれかを実施しているか。	チェック																																			
① 延長保育事業及びこれと同様の事業と認められるもの	☐																																			
② 一時預かり事業	☐																																			
③ 乳児を3人以上受け入れるなど低年齢児童の積極的な受け入れ	☐																																			
④ 地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業と認められるもの	☐																																			
⑤ 集団保育が可能で日々通所でき、かつ特別児童扶養手当の支給対象障害児の受け入れ	☐																																			
⑥ 家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの	☐																																			
⑦ 休日保育加算の対象施設	☐																																			
⑧ 病児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの	☐																																			

		点検結果	根拠								
		適 否 非該当									
第三段階 <table border="1"> <tr> <td>254号通知1(5)における保育サービスの質の向上に関する要件(以下の①～③)をすべて満たしているか。</td> <td>チェック</td> </tr> <tr> <td>① 社会福祉法人会計基準、学校法人会計基準、企業会計に基づく計算書類を備え付け、閲覧に供しているか。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td> ② 毎年度、次のアまたはイのどちらかが実施されているか。 ア 第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めている。 ・第三者評価の受審 年 月 日 ・結果の公表 年 月 日 イ 入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知され、第三者委員を設置して適切な対応を行い、苦情内容や解決結果を定期的に公表している。 </td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>③ 処遇改善等加算の賃金改善要件(キャリアパス要件も含む)のいずれも満たしている。</td> <td>☐</td> </tr> </table> ★左記の要件を満たしているかどうかについて、現地で下記事項を確認させていただきます。 ・ 第三者評価の受審結果 ・ 第三者委員の設置状況（重要事項説明書等） ・ 処遇改善等加算における賃金改善要件分等の認定状況（市町村からの承認文書、ない場合は申請書）				254号通知1(5)における保育サービスの質の向上に関する要件(以下の①～③)をすべて満たしているか。	チェック	① 社会福祉法人会計基準、学校法人会計基準、企業会計に基づく計算書類を備え付け、閲覧に供しているか。	☐	② 毎年度、次のアまたはイのどちらかが実施されているか。 ア 第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めている。 ・第三者評価の受審 年 月 日 ・結果の公表 年 月 日 イ 入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知され、第三者委員を設置して適切な対応を行い、苦情内容や解決結果を定期的に公表している。	☐	③ 処遇改善等加算の賃金改善要件(キャリアパス要件も含む)のいずれも満たしている。	☐
254号通知1(5)における保育サービスの質の向上に関する要件(以下の①～③)をすべて満たしているか。	チェック										
① 社会福祉法人会計基準、学校法人会計基準、企業会計に基づく計算書類を備え付け、閲覧に供しているか。	☐										
② 毎年度、次のアまたはイのどちらかが実施されているか。 ア 第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めている。 ・第三者評価の受審 年 月 日 ・結果の公表 年 月 日 イ 入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知され、第三者委員を設置して適切な対応を行い、苦情内容や解決結果を定期的に公表している。	☐										
③ 処遇改善等加算の賃金改善要件(キャリアパス要件も含む)のいずれも満たしている。	☐										
（第三段階をクリアすると・・・） ①委託費について、別表3及び4に掲げる経費に充てることができる。ただし、処遇改善等加算の基礎分として加算された額に相当する額の範囲内に限る。 〔別表3〕 子育て支援事業を実施する建物等の整備・修繕や土地建物の賃借料、これに係る借入金の償還又は積立など。 〔別表4〕 同一法人が設置する社会福祉施設等の建物等の整備・修繕や土地建物の賃借料、これに係る借入金の償還又は積立など。 ②委託費について、別表3及び5に掲げる経費に充てることができる。ただし、委託費の3ヶ月分に相当する額の範囲内に限る。 〔別表5〕 保育所等の建物等の整備・修繕・土地の取得に要する経費や土地建物の賃借料、これに係る借入金の償還又は積立など。 ★後述のウ「第三段階」を記入すること。											

	点検結果			根拠
	適	否	非該当	
イ 弾力的運用の要件(上記の第一段階)を満たしていない場合 <u>※上記のいずれかの段階を満たしている施設については、「非該当」にチェックの上、ウ以降をご記入ください。</u> ○ 人件費・管理費・事業費それぞれの使途範囲を遵守しているか。 ○ 積立を行っていないか。 ウ 弾力的運用 <u>※上記の第一段階をクリアしている施設のみ記入</u> [第一段階] ○ 上記要件のうち、「適正な給与水準」の判断にあたり、以下に留意しているか。 ① 正規の手続きを経て給与規程が整備されていること ② 施設長及び職員の給与が、地域の賃金水準と均衡がとれていること ③ 初任給、定期昇給について職員間の均衡がとれていること ④ 一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当が支給されていないこと ⑤ 各種手当が給与規程に定められ、手当額・支給率が適当であること ○ 上記要件を満たした上で、委託費を人件費・管理費・事業費間で相互流用しているか。 ○ 上記要件を満たした上で、委託費を人件費積立資産・修繕積立資産・備品等購入積立資産に積み立てているか。	☐	☐	☐	254号通知1-(1)
	☐	☐	☐	
	☐	☐	☐	255通知3
	☐	☐	☐	254号通知1(2)
	☐	☐	☐	254号通知1(3)

		点検結果			根拠											
		適	否	非該当												
[第三段階] ※上記の第三段階までクリアしている施設のみ記入																
○ 委託費を254号通知別表3及び4に掲げる項目に支出する場合、処遇改善等加算の基礎分として加算された額の範囲内で支出しているか。(下表について、 $A \geq C + D$ であるか。) ※委託費を254号通知別表3及び4に掲げる項目に支出していない場合、非該当にチェックし記入不要。		☐	☐	☐	254号通知1(5) 254号通知1(5)及び別表3											
【処遇改善等加算の基礎分】																
A	処遇改善等加算の基礎分 0 円															
【別表3: 子育て支援事業に係る経費】																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>254号通知<別表3>の支出項目</th> <th>支出金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得に係る経費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>上記の経費に係る借入金(利息部分含む)の償還又は積立</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>C 合 計</td> <td>0 円</td> </tr> </tbody> </table>	254号通知<別表3>の支出項目	支出金額	子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得に係る経費	円	上記の経費に係る借入金(利息部分含む)の償還又は積立	円	C 合 計	0 円	★ポイント 処遇改善等加算の基礎分の範囲内で、これらの経費への支出が認められます。						
254号通知<別表3>の支出項目	支出金額															
子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得に係る経費	円															
上記の経費に係る借入金(利息部分含む)の償還又は積立	円															
C 合 計	0 円															
		★記入要領 「資金収支計算書」上の該当する科目のうち、同一の設置者が運営する子育て支援事業に係る支出額のみ抽出して記入してください。														
【別表4: 同一設置者が運営する社会福祉施設等に係る経費】																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>254号通知<別表4>の支出項目</th> <th>支出金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>以上の経費に係る借入金の償還又は積立</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設等の経営に係る租税公課</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>D 合 計</td> <td>0 円</td> </tr> </tbody> </table>	254号通知<別表4>の支出項目	支出金額	社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費	円	社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料	円	以上の経費に係る借入金の償還又は積立	円	社会福祉施設等の経営に係る租税公課	円	D 合 計	0 円	★ポイント 処遇改善等加算の基礎分の範囲内で、これらの経費への支出が認められます。		
254号通知<別表4>の支出項目	支出金額															
社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費	円															
社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料	円															
以上の経費に係る借入金の償還又は積立	円															
社会福祉施設等の経営に係る租税公課	円															
D 合 計	0 円															
		★記入要領 「資金収支計算書」上の該当する科目のうち、同一の設置者が運営する社会福祉施設等に係る支出額のみ抽出して記入してください。														
C + D 0 円																
※ C + DがAを超えている場合、収支計算分析表を提出すること(後述)。																

		点検結果			根拠																		
		適	否	非該当																			
○ 委託費を254号通知別表3及び5に掲げる項目に支出する場合、委託費の3ヶ月分に相当する額の範囲内で支出しているか。(下表について、$E \geq C + F$であるか。) ※委託費を254号通知別表3及び4に掲げる項目に支出していない場合、非該当にチェックし記入不要。 【委託費の3ヶ月分(委託費総額の1/4)に相当する額】 年間の委託費総額 円 $\div 4 =$ 0 円 【別表3:子育て支援事業に係る経費】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>254号通知<別表3>の支出項目</th> <th>支出金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得に係る経費</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>上記の経費に係る借入金(利息部分含む)の償還又は積立</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>C 合 計</td> <td>0 円</td> </tr> </tbody> </table> 【別表5:保育所等に係る経費】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>254号通知<別表5>の支出項目</th> <th>支出金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費</td> <td> 円</td> </tr> <tr> <td>保育所の土地又は建物の賃借料</td> <td> 円</td> </tr> <tr> <td>以上の経費に係る借入金の償還</td> <td> 円</td> </tr> <tr> <td>保育所の経営に係る租税公課</td> <td> 円</td> </tr> <tr> <td>F 合 計</td> <td>0 円</td> </tr> </tbody> </table> C + F 0 円 ※ C+FがEを超えている場合、収支計算分析表を提出すること(後述)。		254号通知<別表3>の支出項目	支出金額	子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得に係る経費	0 円	上記の経費に係る借入金(利息部分含む)の償還又は積立	0 円	C 合 計	0 円	254号通知<別表5>の支出項目	支出金額	保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費	 円	保育所の土地又は建物の賃借料	 円	以上の経費に係る借入金の償還	 円	保育所の経営に係る租税公課	 円	F 合 計	0 円	☐ ☐ ☐	254号通知1(5) 254号通知1(5)及び別表5
254号通知<別表3>の支出項目	支出金額																						
子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得に係る経費	0 円																						
上記の経費に係る借入金(利息部分含む)の償還又は積立	0 円																						
C 合 計	0 円																						
254号通知<別表5>の支出項目	支出金額																						
保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費	 円																						
保育所の土地又は建物の賃借料	 円																						
以上の経費に係る借入金の償還	 円																						
保育所の経営に係る租税公課	 円																						
F 合 計	0 円																						

★ポイント
委託費の3ヶ月分の範囲内で、これらの経費への支出が認められます。

★記入要領
「資金収支計算書」上の該当する科目のうち、同一の設置者が運営する子育て支援事業に係る支出額のみ抽出して記入してください。

★ポイント
委託費の3ヶ月分の範囲内で、これらの経費への支出が認められます。

★記入要領
「資金収支計算書」上の該当する科目のうち、同一の設置者が設置する保育所等に係る支出額のみ抽出して記入してください。
ただし、「収支計算分析表」を作成している場合は、該当する金額をそのまま記入してください。

		点検結果		根拠
		適	否 非該当	
エ 積立金		『積立金・積立資産明細書(●●保育園)』の各種積立額		
	積立の種類	積立額 (前期末残高)	当期取崩額	取り崩した場合の使用目的・内容
A	人件費積立資産 ※収支計算分析表(別表6) 様式(欄番号7及び17)	円	円	☐ 自園の人件費 ☐ 自園の人件費以外の費用 ☐ 他施設の人件費等の支出 ☐ その他 ()
B	修繕積立資産 ※収支計算分析表(別表6) 様式(欄番号8及び18)	円	円	☐ 自園の修繕費 ☐ 自園の修繕費以外の費用 ☐ 他施設の人件費等の支出 ☐ その他 ()
C	備品等購入積立資産 ※収支計算分析表(別表6) 様式(欄番号19)	円	円	☐ 自園の備品購入費 ☐ 自園の備品購入費以外の費用 ☐ 他施設の人件費等の支出 ☐ その他 ()
D	保育所施設・設備整備積立資産 ※収支計算分析表(別表6) 様式(欄番号9及び20)	円	円	☐ 自園の施設整備費 ※第三段階まで満たしている場合は、修繕費・備品購入費も含む。 ☐ 自園の施設整備以外の費用 ☐ 他施設の人件費等の支出 ※第三段階まで満たす場合は、他施設の施設整備は目的外使用として可。 ☐ その他 ()

			点検結果			根拠
			適	否	非該当	
○ 前ページの表において、各種積立を目的外使用として取り崩している場合、 下表の「必要な手続き」が適切になされているか。(県の協議、理事会の承認があるか。)			☐	☐	☐	下表に記載
積立資産	目的外使用の内容	弾力的運用の要件	必要な手続き			
A 人件費積立資産	自園の人件費以外の費用 ※254通知1(3)	第一段階	県の協議			
		第二段階	県の協議			
		第三段階	社会福祉法人の場合は理事会の協議(それ以外は県の協議)			
B 修繕積立資産	自園の修繕費以外の費用 ※254通知1(3)	第一段階	県の協議			
		第二段階	県の協議			
		第三段階	社会福祉法人の場合は理事会の協議(それ以外は県の協議)			
C 備品購入積立資産	自園の備品購入費以外の費用 ※254通知1(3)	第一段階	県の協議			
		第二段階	県の協議			
		第三段階	社会福祉法人の場合は理事会の協議(それ以外は県の協議)			
D 保育所施設・設備積立資産	自園の施設整備以外の費用 ※254通知1(4)(6)、255通知5	第一段階				
		第二段階	県の協議			
		第三段階	社会福祉法人の場合は理事会の協議(それ以外は県の協議)			
	同一の設置者が設置する他の保育所等の施設整備 ※254通知1(4)	第一段階				
		第二段階	県の協議			
		第三段階				
	同一の設置者の当該保育所以外の社会福祉施設等の新築または増改築に係る経費 ※255通知5	第一段階				
		第二段階				
		第三段階	社会福祉法人の場合は理事会の協議(それ以外は県の協議)			
○ 目的外使用として理事会の承認を得ている場合、議事録の内容は適切か。 (使用目的、取り崩す金額、時期等について承認を得、議事録等に記録があるか。)			☐	☐	☐	
○ 上表以外の目的外使用(いわゆる「使途範囲外支出の可能性」である場合)に 該当するものがあるか。(254通知5(3)に基づく処遇改善等加算の停止処分に該当する可能性)			☐	☐	☐	

	点検結果	根拠
	適 否 非該当	

オ 収支計算分析表の提出

254号通知の5(2)に基づき、次のいずれかに該当する場合は、「収支計算分析表(254号通知別表6)」を提出すること。

① 第二段階において、別表2への支出が処遇改善等加算の基礎分を超えている場合	☐
② 第三段階において、別表3及び4への支出が処遇改善等加算の基礎分を超えている場合 又は、第三段階において、別表3及び5への支出が委託費の3ヶ月分に相当する額を超えている場合	☐
③ 保育所に係る拠点区分から、254号通知の1～4までに定めるもの以外の支出が行われている場合	☐
④ 委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額合計が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計(決算額)の5%相当額を上回る場合	☐

収支計算分析表の添付 ☐

※④を確認するため、次の欄に記入すること。

当期資金収支差額	A		円	← 『●●保育園 資金収支計算書』の「当期資金収支差額合計」
各種積立資産への積立支出額計	B		0 円	『積立金・積立資産明細書(●●保育園)』の各種積立額(当期増加額)
人件費積立資産			円	
修繕積立資産			円	
備品等購入積立資産			円	
施設・設備整備積立資産			円	
その他			円	『●●保育園 資金収支計算書』の「事業活動収入計」
事業活動収入計(決算額)	C		円	
(C)の5%相当額($C \times 0.05$)=	D		0 円	
(A+B)-D=	E		0 円	→ Eが(+)の場合に、収支計算分析表を添付する。

2 前期末支払資金残高の取扱い（254号通知の3関係）		点検結果			根拠																			
		適	否	非該当																				
ア 適切な前期末支払資金残高 ○ 当期末支払資金残高は、当該年度委託費収入の30%以下となっているか。 当期末支払資金残高 円 委託費収入 円 ➡ 割合 % ★当該30%超過に反しないための対策として、決算前(12月～2月頃)に年度末の委託費合計と当期末支払資金残高の“見込み”を把握し、30%を超えそうな場合は、必要に応じ各種積立資産への支出に係る予算を増額補正しておくこと等が考えられます。		☐ ☐ ☐	254号通知3(2)																					
イ 前期末支払資金残高の取り崩し ○ 前期末支払資金残高を取り崩しているか(当期収支が赤字か＝下表(A)がマイナスか)。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">前期末支払資金残高の取崩額</td> <td style="width: 10%;">(A)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">0 円</td> </tr> <tr> <td> a 前期末支払資金残高</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> b 当期末支払資金残高</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ○ 上記(A)がマイナスになる(取り崩している)場合、当期事業活動収入予算額の3%を超える取り崩しを行っているか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">前期末支払資金残高の取崩額</td> <td style="width: 10%;">(B)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>事業活動収入計(予算額)</td> <td>(C)</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>(C) × 0.03 =</td> <td>(D)</td> <td style="text-align: center;">0 円</td> </tr> <tr> <td>(D) - (A) =</td> <td>(E)</td> <td style="text-align: center;">0 円</td> </tr> </table> ○ (E)がマイナスの場合(取崩額が収入予算額の3%相当額を超える場合)、弾力的運用の第二段階までしか満たしていない場合は、県に事前協議を行っているか。 ※自然災害その他やむを得ない事由がある場合、3%以下の取崩しを行う場合は、協議不要。 ※事前協議等のタイミングの例として、年度末の当期末支払資金残高の見込み及び前期末支払資金残高の取崩しの有無を把握することができる決算前(年度が終わる前の12月～2月頃)等が考えられる。 ○ 弾力的運用の第三段階まで満たしている場合、事前に理事会の承認を得ているか。 ○ 取崩しの使途内容について、255通知5に規定する「その施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費等」に照らし、適切か。		前期末支払資金残高の取崩額	(A)	0 円	a 前期末支払資金残高			b 当期末支払資金残高			前期末支払資金残高の取崩額	(B)	円	事業活動収入計(予算額)	(C)	円	(C) × 0.03 =	(D)	0 円	(D) - (A) =	(E)	0 円	☐ ☒ ☐ ※取り崩している場合は適、 取り崩していない場合は非該当 ☐ ☒ ☐ ※3%を超えている場合は適、 3%を超えていない場合は非該当	254号通知3(2) 254号通知3(1)、(2) ★令和元年度に内閣府に照会したところ、弾力的運用の第三段階まで満たす施設については、県の協議は不要(理事会の承認で可)と 254号通知3(1) 255通知5
前期末支払資金残高の取崩額	(A)	0 円																						
a 前期末支払資金残高																								
b 当期末支払資金残高																								
前期末支払資金残高の取崩額	(B)	円																						
事業活動収入計(予算額)	(C)	円																						
(C) × 0.03 =	(D)	0 円																						
(D) - (A) =	(E)	0 円																						

	点検結果			根拠																														
	適	否	非該当																															
ウ 前期末支払資金残高の充当 ○ 前期末支払資金残高を、次の経費に充てる場合、以下の要件を満たしているか。 ☐ 弾力的運用の第三段階の要件(P3)を満たしていること。 ☐ 県(社会福祉法人にあっては理事会)に対する事前の協議を経ていること。 ☐ 前期末支払資金残高の金額が、「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」における下記経費以上あること。(下記で確認) 〈前期末支払資金残高〉 0 円 〈前期末支払資金残高を充当できる経費〉 →当該施設の人件費等通常経費の不足分を補填できるほか、以下A～Cの経費に充当できる。 A 法人本部の運営に要する経費 ※本部拠点区分の「人件費」「事務費」であり、保育所運営に関する経費に限る。 B 同一の設置者が運営する第1種・第2種社会福祉事業及び子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費 C 同一の設置者が運営する公益事業(子育て支援事業を除く)の運営、施設設備の整備等に要する経費	☐	☐	☐	254号通知3(2)																														
○前期末支払資金残高の使途内容 ※「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」等の内容。 ※同明細書において、同一内容が複数行で作成されている場合はまとめてください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">内容</th> <th style="width: 20%;">金額</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">上表での種別</th> <th style="width: 20%;">理事会の承認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(例) 法人本部への繰り入れ</td> <td>500,000</td> <td>円</td> <td>A</td> <td>有</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td>円</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>円</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>円</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>円</td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	内容	金額		上表での種別	理事会の承認	(例) 法人本部への繰り入れ	500,000	円	A	有			円					円					円					円			☐	☐	☐	○ 理事会の承認を得ている場合、議事録等の内容は適切か。 (充当する内容、金額、前期末支払資金残高を充当する旨の記載)
内容	金額		上表での種別	理事会の承認																														
(例) 法人本部への繰り入れ	500,000	円	A	有																														
		円																																
		円																																
		円																																
		円																																

		点検結果			根拠																											
		適	否	非該当																												
3 委託費の管理・運用（254号通知の4関係）																																
○ 他の会計又は経理区分との間で委託費の貸付又は資金の借入を行っているか。 ※同一法人内の各施設拠点区分、本部拠点区分、収益事業等の事業区分への貸付は、 経営上やむをえない理由があれば認められる。（それ以外の区分への貸付は、認められない。）		☐	☐	☐	254号通知4(2)																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸付先経理区分</th> <th>金 額</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">貸 付</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">借 入</td> <th>借入先経理区分</th> <th>金 額</th> <th>目的</th> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			貸付先経理区分	金 額	目的	貸 付		円			円			円		借 入	借入先経理区分	金 額	目的		円			円				円		★経営上やむを得ない場合については、256通知（間14）において、以下の例が挙げられている。 ①当該法人内の他の施設拠点区分において補助金収入（措置費及び委託費含む）の遅れ等により、資金不足が生じた場合 ②当該法人内の施設拠点区分において都道府県補助金収入が予定より遅れたため、資金不足を生じた場合 ③当該法人内の収益事業において、一時的な資金不足が生じた場合 なお、いずれの場合においても、真にやむを得ないと認められる場合であって、当該年度内に返済が確実である場合に限られる。		
	貸付先経理区分	金 額	目的																													
貸 付		円																														
		円																														
		円																														
借 入	借入先経理区分	金 額	目的																													
		円																														
		円																														
		円																														
○ 上記の貸付及び借入は年度内に清算しているか。		☐	☐	☐	254号通知4(2)																											
○ 委託費の弾力運用に基づいて土地の購入を計画している場合に、県への事前協議を行っているか。		☐	☐	☐	福祉保健部長通知 第1の6(6)																											
【福祉保健部長通知抜粋】 「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日府子本第254号・雇児発第0903第6号）により、保育の事業に必要な土地の取得について、一定の条件を満たす場合、委託費（保育所施設・設備整備積立預金及び前期末支払資金残高を含む。）からの支出が認められ、知事の事前承認も不要となっている（委託費の弾力運用）。しかしながら、委託費の弾力運用を行う条件を満たしているか、通知の規定に基づいた適正な支出であるかについて、事前に確認しておくことが必要であることから、法人においては、理事会に諮る前に当職に協議すること。なお、協議に当たっては、第2の様式第7号によることとする。																																
4 委託費の経理に係る指導監督（254号通知の5関係）																																
○ 委託費について、委託費の使途範囲以外に支出されていないか。 （支出されている場合、処遇改善等加算の改善基礎分の加算停止の対象となる。）		☐	☐	☐	254通知5(3)																											
○ 入所児童の処遇等に不適切な事由がないか。 （不適切な事由が認められ、当該事由への指導に対する改善措置が講じられない場合は、処遇改善等加算の改善基礎分の管理費相当分もしくは人件費相当分またはその両者を減ずる対象となる。）		☐	☐	☐	254通知5(4)																											